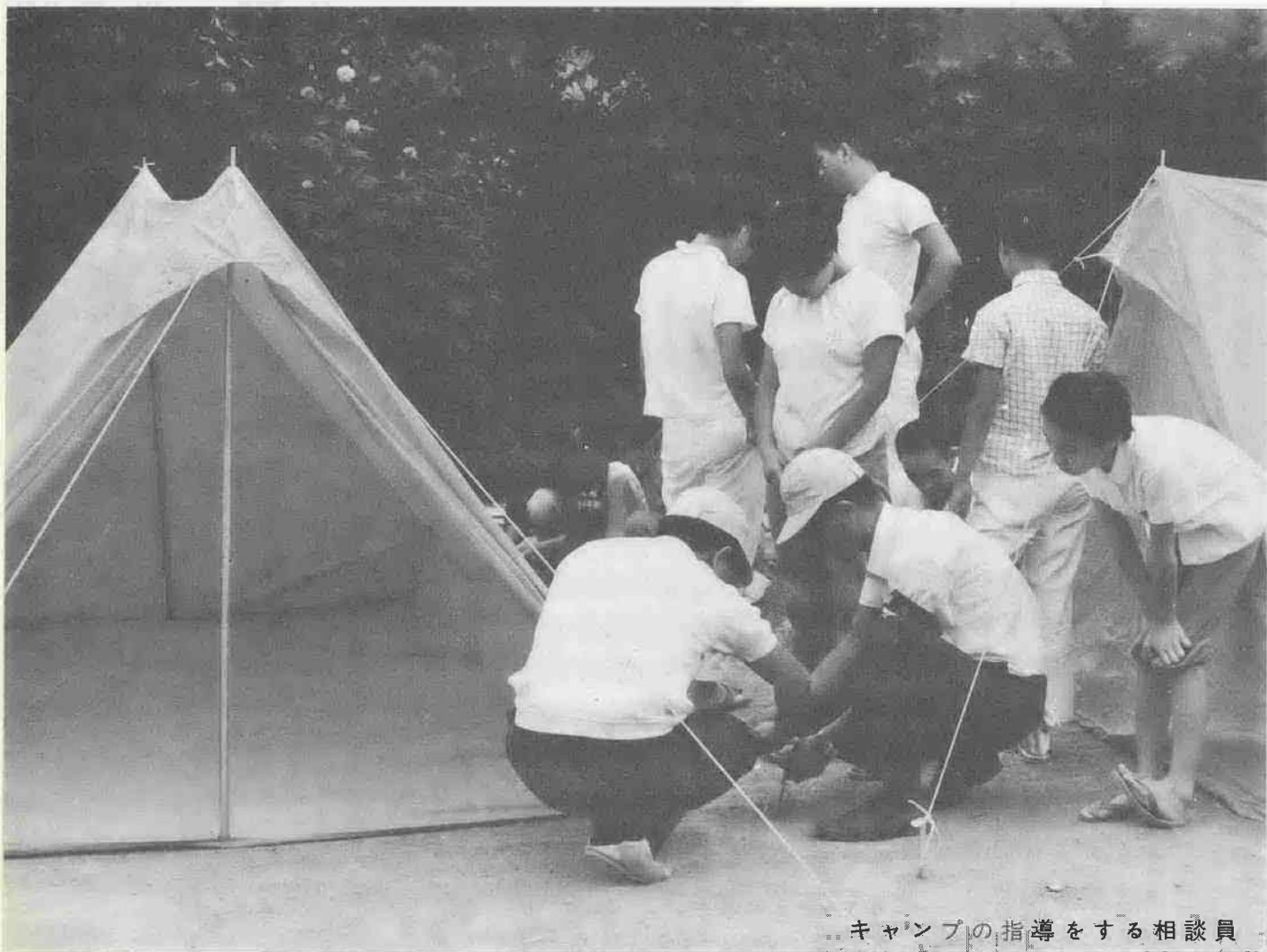


今月は、市県民税第2期の納期です。忘れずに、8月31日までに納めましょう。



キャンプの指導をする相談員

期待される相談員活動

青少年の非行化は、現在大きな社会問題となっています。

次代をになう青少年を、明るく正しくたくましく育てる……これは市民すべての願いです。

このため市では、今年度も青少年の健全育成にはとくに力を入れすぐれた社会人を育てていくことにしています。

この仕事を陰になり、ひなたになってすすめてくれるのが、青少年相談員の方々です。

市では、ことし八十名の青少年相談員を委嘱しました。

委嘱された、相談員の方々は、それぞれの地区で

親元を離れて生活している青少年、親子の対話もない家庭環境で悩み続ける青少年などをはじめ、すべての青少年の、よき友、よき兄、姉となって、相談にのったり、グループ活動の指導や援助など、積極的な活動を行っています。

× × × × × × × ×

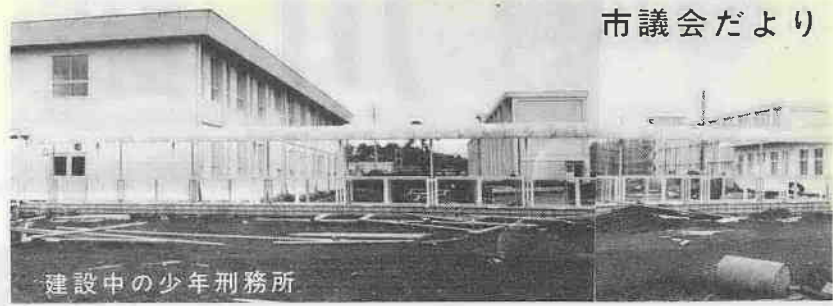
キャンプファイヤーをかこみ若人の元気な歌声が、夕闇の谷間にこだまする……青少年が楽しみながら人格の形成ができる、こんな情景は本当に楽しいものです。

市では、県の勤労青少年ホームの建設促進をはじめ、

青少年相談員の方々の協力など物心両面であるの川越を築く青少年を立派な社会人に育てるため努力をしています。

8月 10日
No. 244

市議会だより



建設中の少年刑務所

市議会第五回定例会終る
補正予算など
十八案件を可決

市議会第五回定例会は、七月八日午後一時に、市役所に招集されました。

招集にあつたての件名は「川越市費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例を定めることについて」ほか十八件でした。

第一日（七月八日）は、開会し日程に入らず散会。
第二日（七月九日）も、開会し日程に入らず散会。
第三日（七月十日）も、開会し日程に入らず散会。
第四日（七月十一日）は、会期を、十七日間と決定し、諸報告の「常任委員の選任について」を議題とし、総務・文教・厚生・建設の四常任委員を決定し、散会いたしました。

決 議

「出入国管理法」立法化は、在日朝鮮公民の権利抑圧と活動の規制をはかり日・朝両国民間の理解と努力によつて発展した友好を阻害する禍根を残すことになり得るもので、立法化をおもいとどまられるよう、との主旨により地方自治法第百二十二条および会議規則第十四条の規定により、提出者、山本道隆議員、賛成者、坂本光雄議員ほか七名の議員より「川越市議会」をもつて、内閣総理大臣、衆・参両院議長あて、決議されるよう、議員提案があり、全員賛成により、原案どおり即決いたしました。

会に、その審査の付託をいたしました。

第九日（七月十六日）も、前日に引き続き「川越市都市計画審議会条例を定めることについて」ほか十三案件を、それぞれ単独議題とし、質疑ののち、関係各常任委員会に、その審査の付託をいたしました。

第十日（七月十七日）は、通告順にしたがい、二議員の一般質問を実施。

第十一日（七月十八日）も、前日に引き続き、通告順にしたがい、四議員の一般質問を実施。

第十二日（七月十九日）も、前日に引き続き、通告順にしたがい、一議員の一般質問を実施。

第十三日（七月二十日）は、日曜日のため、本会議を休会。

第十四日（七月二十一日）は、前日に引き続き通告順にしたがい、一議員の一般質問を深夜まで実施。

第十五日（七月二十二日）は、前日に引き続き通告順にしたがい、午前一時より、三議員の一般質問を実施。午後より、四常任委員会が、正・副常任委員長を選任し、会期を七日間延長いたしました。

第十六日（七月二十三日）は、午後一時より、総務・文教・厚生・建設の各常任委員会が、それぞれ付託案を審査いたしました。

第十七日（七月二十四日）は、午前十時より、決算特別委員会が「継続審査」となっておりまして

「昭和四十二年の九決算」の付託案を審査いたしました。

第十八日（七月二十五日）は、委員長報告整理のため休会。
第十九日（七月二十六日）は、午前十時より、厚生常任委員会、午後一時より、文教常任委員会が付託案を、それぞれ、審査いたしました。

第二十日（七月二十七日）は、日曜日のため休会。

第二十一日（七月二十八日）は、午後一時より文教常任委員会が、付託案を審査いたしました。

第二十二日（七月二十九日）は

市議会第五回定例会に提出された請願は、つぎのとおりです。

市議会第五回定例会に提出された請願は、つぎのとおりです。

請 願

市議会第五回定例会に提出された請願は、つぎのとおりです。

委員報告整理のため休会。
第二十三日（七月三十日）は、委員長報告調整のため休会。
第二十四日（七月三十一日）は、決算特別委員長、総務・文教・厚生・建設の各常任委員長報告を実施し、審議が深夜にいたりましたので、会期を一日延長することに決定いたしました。

最終日（八月一日）は、午前一時より開会し、前日実施した、決算特別委員長報告、各常任委員長報告による、付託案件に対する質疑、討論を実施した結果、起立採決などにより、決算九件を「継続審査」、請願二件を採決し、議案十八件を原案どおり可決いたしました。

「農業委員」を選任し、「決議一件」を決議し、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、川越市大字本野目

「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、川越市大字本野目

「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、川越市大字本野目

「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、川越市大字本野目

「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、川越市大字本野目

「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、川越市大字本野目

「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、川越市大字本野目

「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、川越市大字本野目

42年度九決算は「継続審査」

市議会第四回臨時会第八日（六月二十八日）において「継続審査」となりまして。

昭和四十二年度埼玉県川越市入費、三億七千九百五十六万三千円が、主たるところで、歳入歳出とも総額三十六億五千九百七十五

市議会第五回定例会第四日（七月十一日）に本会議において選任され、第十五日（七月二十二日）に、各常任委員会において、正副委員長が互選されて、決定をみた市議会常任委員会は、つぎのとおりです。

市議会第五回定例会第四日（七月十一日）に本会議において選任され、第十五日（七月二十二日）に、各常任委員会において、正副委員長が互選されて、決定をみた市議会常任委員会は、つぎのとおりです。

市議会第五回定例会第四日（七月十一日）に本会議において選任され、第十五日（七月二十二日）に、各常任委員会において、正副委員長が互選されて、決定をみた市議会常任委員会は、つぎのとおりです。

市議会第五回定例会第四日（七月十一日）に本会議において選任され、第十五日（七月二十二日）に、各常任委員会において、正副委員長が互選されて、決定をみた市議会常任委員会は、つぎのとおりです。

市議会第五回定例会第四日（七月十一日）に本会議において選任され、第十五日（七月二十二日）に、各常任委員会において、正副委員長が互選されて、決定をみた市議会常任委員会は、つぎのとおりです。

市議会第五回定例会第四日（七月十一日）に本会議において選任され、第十五日（七月二十二日）に、各常任委員会において、正副委員長が互選されて、決定をみた市議会常任委員会は、つぎのとおりです。

市議会第五回定例会第四日（七月十一日）に本会議において選任され、第十五日（七月二十二日）に、各常任委員会において、正副委員長が互選されて、決定をみた市議会常任委員会は、つぎのとおりです。

市議会第五回定例会第四日（七月十一日）に本会議において選任され、第十五日（七月二十二日）に、各常任委員会において、正副委員長が互選されて、決定をみた市議会常任委員会は、つぎのとおりです。

市議会第五回定例会第四日（七月十一日）に本会議において選任され、第十五日（七月二十二日）に、各常任委員会において、正副委員長が互選されて、決定をみた市議会常任委員会は、つぎのとおりです。

市議会第五回定例会第四日（七月十一日）に本会議において選任され、第十五日（七月二十二日）に、各常任委員会において、正副委員長が互選されて、決定をみた市議会常任委員会は、つぎのとおりです。

と決定し、午前七時開会いたしました。つぎに、その詳細についてお知らせいたします。

監査委員を同意

地方自治法第百九十六条第一項の規定により「監査委員」を、それぞれ選任されたいと、本議会最終日（八月一日）に提案されましたので、提案理由の説明、質疑などののち、採決した結果、つぎのとおり同意されました。

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の選任につき同意を求めることについて

〔金賞の戸田育代さんの作品〕

おしらせ

間接撮影

学校等で、検診を受ける方をのぞいて
もれなくお受けください。

月 日	会 場	時間	対象
8月28日	高 階 出 張 所	午後 一 時 三 十 分	全 地 区
29日	藤間南町会集会所		
9月1日	大 東 出 張 所		
5日	芳 野		
6日	山 田		
11日	古 谷		
12日	南 古 谷		
18日	福 原 公 民 館		
19日	名 細		
22日	霞ヶ関		
26日	角 柴 セ ン タ ー		

月 日	会 場 と 時 間	対 象
9月1日	砂新田上春日神社(9.00～10.00)、砂新田下五ツ又(10.30～12.00)、藤間東光寺(1.30～3.00)	高階
9月2日	砂新田防衛庁団地(9.00～10.00)、寺尾公民館(10.30～11.30)、藤間南町会集会所(1.00～4.00)	地区
9月3日	砂小峰中華そば店よこ(9.00～10.00)、新河岸日枝神社(10.30～12.00)、砂会館(1.30～3.00)	
9月4日	東原白山神社社務所(9.30～10.30)、東小学校(11.00～12.00)、大東出張所(1.30～3.00)	大東
9月5日	大袋公民館(9.30～10.30)、池辺社務所前(11.00～12.00)、西小学校(1.30～3.00)	地区
9月6日	増形集会所(9.30～10.30)、原新田神社前(11.00～12.00)、全酪連独身寮前(1.30～3.00)	
9月8日	上山山観蔵院(9.30～10.30)、府川集会所(11.00～12.00)、野原工業わき(1.30～2.30)、山田出張所(3.00～4.00)	山田地区
9月9日	中老袋公民館(9.30～10.30)、上老袋公民館(11.00～12.00)、鹿飼公民館(1.30～2.30)、伊佐沼公民館(3.00～4.00)	芳野
9月10日	石田本郷公民館(9.30～10.30)、中下菅間公民館(11.00～12.00)、芳野出張所(1.30～3.00)	地区
9月11日	谷中公民館(9.30～10.30)、上菅間公民館(11.00～12.00)、鴨田会館(1.30～3.00)	
9月12日	古谷出張所(9.30～10.30)、古谷神社社務所(11.00～12.00)、小中居自治会館(1.30～3.00)	古谷
9月13日	大中居公民館(9.30～10.30)、黒須公民館(11.00～12.00)、蔵根公民館(1.30～3.00)	地区
9月16日	下老袋玉泉寺(9.30～10.30)、永川神社社務所(11.00～12.00)、握津公民館(1.30～2.30)	

※もよりの会場へおでかけください。なお、ここに掲載されていない地区については次号でお知らせします。

なお、この日が日曜・祭日の場合は、翌日となります。時間は午前9時から午後3時（土曜日は正午）までです。

市民のみなさまの便宜をはかるため、次の日程で市民交通傷害保険の出張受け付けを行いません。まだ加入されていない方は、万一に備えてぜひ加入することをおすすめします。

月 日	時 間	場 所
8月15日	午 前	仙波町公民館前
	午 後	菅原神社境内
8月18日	午 前	十念寺境内
	午 後	野田神社境内
8月19日	午 前	八幡神社境内

※ 時間は＝午前が10時～正午
＝午後は1時から3時までです。

なお、当日は保険料 270 円と印鑑をご持参ください。

8 月 21 日 ~ 23 日

展 松 岩

8 月 25 日 ~ 31 日

美術協會展

ところ = 南公民館



越市内で、こども
の花火遊びによる
火災が起きていま
す。こどもたちだ
けでは、花火遊び
をさせないように
しましょう。

しかし、家庭で気軽に楽しめる花火も、火薬が使っているため、とり扱いや場所の選択に十分注意しませんが、ヤケドをしたり、恐ろしい火災を起こすことにもなりかねません。先日でも川

つめたい板の間や、廊下で昼寝したり、涼しい風が吹きとおる部屋で長いことはだかであるのが原因です。寝冷えも、暑さで寝ぐるしい宵いのうち掛ぶとんをしらずにはいでしたつたり、寝間着の前がはだけたりして冷えこむことが多いようです。

つめたい板の間や、廊下で昼寝した

大がかりな仕かけで、真夏の夜空をいろどる花火、また家の縁先などで、一家団らん、家族そろって楽しむ花火、花火は夏の夜に欠かせない物として昔から伝えられてきま

しかし、案外この暑いとき
に、カゼをひく方が多いよう
味わえません。

夏 か ぜ

そして、オートバイに乗る方は、ヘルメットを着けることを、忘れないようにしたいものです。

イを運転する方は、直接風があたり気持ちが良いので、どうしてもスピードをだしすぎてしまおうのですが、二輪車は、不安定なので、たおれやすくスピードを出しすぎると危険です。

車を運転している方は、毎日うだるような暑さが続き、気もゆるみがちと思います。暑さのためスピードをだしすぎたり、わき見運転をしたり、車間距離を保たないなどあぶない運転をしているのでしょうか。夏は疲れやすいことから居眠り運転なども多いようです。眠くなったら、こかげなどへ車をとめて、仮眠したいものです。また、オートバイを運転する方は、直接風が

なまのまま食べるものには注意すること。

●手、指などにけがをしているときはできるだけ調理しない。

食中毒に気をつけよう

●調理した食べ物は、すぐ食べるようにし、保存する場合、細菌の増殖できない場所を選ぶこと。

●食品は、清潔な店で買うようにし、とくになまものや、

夏は、高温、多湿などと、細菌が非常に繁殖しやすい条件がそろい、また、暑さのため食欲もなくなりがちで体の抵抗力も弱まることから、食中毒や赤痢の多く発生する時期です。しかも食中毒の約半数は細菌性のものです。

食中毒や赤痢を予防するため、つきのような点に注意しましょう。

●食べ物、容器に細菌をつけないようにすること。